

改正後 (新)

第一条～第七十一条 略

附則 略

別表第二(第七条、第四十三条関係)

備考 略	一～八 略	九 条例第二条第二項第九号に掲げる事業	一～五 略
	十 条例 第二条 第二項 第十号 に掲げ る事業	第三条 第一号 に掲げ る事業	六 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和四十六年法律第百十二号)第五条第一項の実施計画の策定
	第三条 第三号 に掲げ る事業	一～四 略	一～六 略
		五 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第五条第一項の実施計画の策定	
		六～八 略	
	一～八 略		

改正前 (旧)

第一条～第七十一条 略

附則 略

別表第二(第七条、第四十三条関係)

備考 略	一～八 略	九 条例第二条第二項第九号に掲げる事業	一～五 略
	十 条例 第二条 第二項 第十号 に掲げ る事業	第三条 第一号 に掲げ る事業	六 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百十二号)第五条第一項又は第二項の実施計画の策定
	第三条 第三号 に掲げ る事業	一～四 略	一～六 略
		五 農村地域工業等導入促進法第五条第一項又は第二項の実施計画の策定	
		六～八 略	
	一～八 略		

別表第三（三十六条，五十条関係）

以下略	十 条例 第二条 第二項 第十号 に掲げる事業		九 条例第二条第一 二項第九号に掲 げる事業	一～八 略
	第三条 に掲げる事業	第一条 に掲げる事業	第三条 に掲げる事業	一～五 略
	第三条 に掲げる事業	第一条 に掲げる事業	第三条 に掲げる事業	一～六 略
	第三条 に掲げる事業	第一条 に掲げる事業	第三条 に掲げる事業	一～四 略
	第三条 に掲げる事業	第一条 に掲げる事業	第三条 に掲げる事業	五 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律 第五条第一項 の 実施計画の策定
	第三条 に掲げる事業	第一条 に掲げる事業	第三条 に掲げる事業	六～八 略
	第三条 に掲げる事業	第一条 に掲げる事業	第三条 に掲げる事業	一～八 略

別表第三（三十六条，五十条関係）

以下略	十 条例 第二条 第二項 第十号 に掲げる事業		九 条例第二条第一 二項第九号に掲 げる事業	一～八 略
	第三条 に掲げる事業	第一条 に掲げる事業	第三条 に掲げる事業	一～五 略
	第三条 に掲げる事業	第一条 に掲げる事業	第三条 に掲げる事業	一～六 略
	第三条 に掲げる事業	第一条 に掲げる事業	第三条 に掲げる事業	一～四 略
	第三条 に掲げる事業	第一条 に掲げる事業	第三条 に掲げる事業	五 農村地域工業等導入促進法第五条第一項又は 第二項の実施計画の策定
	第三条 に掲げる事業	第一条 に掲げる事業	第三条 に掲げる事業	六～八 略
	第三条 に掲げる事業	第一条 に掲げる事業	第三条 に掲げる事業	一～八 略